

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、14万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る金融機関の預金取引明細照会、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、35万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細照会、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）国民年金 事案 2774（九州（福岡）国民年金事案 2680 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 9 月から平成 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 9 月から平成 4 年 9 月まで

私は、申立期間①及び②について年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

年金記録確認第三者委員会からの通知の中で、A市B区に住民票があったとされているが、昭和 61 年 4 月にC市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったことは事実である。

A市B区に住民票があったのは、事情により住民票の異動をしないまま、昭和 56 年 2 月頃から約 20 年間C市に居住していたからである。当時の家主や他の住人の名前も記憶しており、同市に居住していたことは間違いがない。

申立期間①については、昭和 61 年 4 月頃に自身の年金の加入状況を知りたくてC市役所に出向いたところ、年金の受給資格を得るために国民年金への加入を勧められたため、国民年金保険料の額を聞き、2、3週間後、同市役所で保険料を一括して納付した。

また、申立期間②については、C市から送られてきた納付書で、私の妻が金融機関の窓口で毎月納付していた。

申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に申立人の厚生年金保険手帳記号番号を基に付番されたもので

あり、同年9月に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の記録が追加されていることが確認できることから、当該期間は、当該資格記録の追加処理が行われたことにより生じた未納期間であり、当該処理が行われるまでは未加入期間であったと考えられること、ii) 同年1月より前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないこと、iii) 戸籍の附票によると、申立人のC市への転入日は4年4月2日と記載されており、申立人が昭和61年4月において同市で加入手続を行ったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成25年8月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②当時は、事情がありC市への住民票の異動を行っていなかったが、同市に居住していたことは間違いなく、同市において国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、C市によると、同市に住民登録が無い住民に対しての国民年金の手続は取り扱っていないことから、住民登録を行っていない住民が、国民年金の加入手続のために同市の窓口に出向いた場合、社会保険事務所（当時）で手続を行うか、同市に住民登録を行ってから加入手続を行うように案内していたと回答している。

また、申立人は、C市役所において国民年金の加入手続を行った際に、当時所持していたオレンジ色の年金手帳から現在所持している青色の年金手帳に変わったと供述しているところ、青色の年金手帳の使用が始まったのは平成9年1月以降であり、申立人が所持する当該年金手帳についても、同年9月8日に管轄社会保険事務所において交付されたことが確認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成2年3月まで
私は、申立期間当時は大学生であったが、私の父が私の国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付していると言っていた。
申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対し
て国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないことから、申立
期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはでき
ない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、
申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父親は既に死
亡しており、保険料の納付等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し
ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで

私の年金記録では、A社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金が支給済みとされている。

私は、A社B事業所を退職する際、脱退手当金に関する説明は受けておらず、受給した記憶も無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日（昭和 34 年 7 月 4 日）が記載されている。

また、申立人に係るA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性で、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 34 年 6 月 1 日であり、脱退手当金の受給権がある者 112 人の支給記録を確認したところ、87 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 75 人（申立人を含む。）は支給決定日が同年 10 月 5 日とされていることが確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。